



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

カタール：外国人雇用規則の制定

(4月6日付現地各紙)

4月6日付現地紙は、カタール労働省による外国人雇用のための新たな規則制定を報じている。

1. 新たに外国人を雇用する企業は、過去3カ月の給与支払い実績を審査当局に提出し、承認を得なければならない。又、この際に労働者に住居を提供する企業は、労働者の権利保護のために住居の広さ等の住居環境についての報告書を労働省に提出せねばならない。
2. いくつかの業種においては、企業は外国人が就くであろう職務がカタール人では出来ないことを証明するレターを労働省国民人材局から取得せねばならない。
3. 全ての外国企業及び外国人パートナーを持つカタール企業は、税務状況報告書を労働省に提出せねばならない。
4. 民間の建設企業に所属し、家族とともに暮らす労働者の最低賃金は7千カタール・リヤル（約17万円）とする（他業種については、現在検討中）。

注：カタール政府は従来より外国企業からの投資分野の規制を行っている。2010年3月から投資法が改正され、建設業、文化・娯楽産業、スポーツ産業、流通産業、IT産業が新たに100%外資企業の設立が可能となる分野に指定された。今回新たに外国人雇用の際の規則を定めたことは、本投資促進を補完するものであり、カタリゼーションと労働者の権利保護を明確に打ち出すとともに、経済活動の円滑化などを目指したものと考えられる。